

## 《第72回人権週間》 特設なんでも相談所を開設します

北見人権擁護委員協議会・釧路地方務局北見支局では、第72回人権週間（12月4日から10日まで）にちなんで『特設なんでも相談所』を開設しますので、ご利用ください。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。日程が変更になる場合がございます。その際は、町ホームページおよびかわら版にて周知させていただきます。

**日時** 12月8日（火）午後1時～4時

**会場** 林業研修会館（役場裏）1階図書室

**相談員** 津別町の人権擁護委員

（修田建恵、鷹嘴とし子、布瀬勝明）

**相談内容** 学校・職場でのいじめ、パワハラ、配偶者や家族からの暴力及びインターネットによる嫌がらせなどの人権問題から、離婚や成年後見など、さまざまな悩みごと、困りごとについて。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

**問い合わせ先** 住民企画課 住民環境係  
☎76-2151（内線216）

## 確定申告をされる皆様へ 利用者識別番号の事前取得に ご協力ください！

役場税務係窓口で確定申告をする場合、国税庁が発行する「利用者識別番号」が必要となります。

事前取得された方は受付の待ち時間が短くなりますので、事前取得にご協力ください。

### ○利用者識別番号とは？

確定申告をするために必要な16ケタの番号です。  
※昨年電子申告されている方は既に取得済みです。



国税庁e-Taxキャラクター  
イータ君

### ○申請方法

- ①e-Taxホームページで取得  
「利用者識別番号 個人」で検索
- ②役場窓口で取得  
ご本人確認できる書類（運転免許証等）、印鑑

### ○問い合わせ先

住民企画課 税務収納係 ☎76-2151（内線220）

### 心配ごと相談のお知らせ

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。

気軽にお問い合わせください。

津別町社会福祉協議会 ☎76-1161

## 陸・海・空自衛隊 令和2年度募集のご案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生	男子	年間を通じて行っています。	11月21日(土) 帯広
	女子		11月21日(土) 帯広
高等工科大学生徒	中卒(見込含) 17歳未満	11月1日(日)～令和3年1月6日(水)	令和3年1月23日(土)

**詳細** 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所  
☎0157-23-6826

**募集コールセンター**（受付時間 12時～20時）  
フリーダイヤル ☎0120-063-792

## 《ランプの宿 森つべつ》 冬季休館等のお知らせ

### 施設メンテナンス休館

施設メンテナンスのため、下記の期間、宿泊・日帰り入浴等、全館が休館となります。  
11月24日（火）～11月27日（金）の4日間

※なお、上記期間は温泉無料送迎バスも運休になります。

### 冬季休館

12月3日（木）～令和3年5月27日（木）まで、**毎週木曜日**の宿泊・日帰り入浴等、全館が休館となります。

※ただし、12月31日（木）、令和3年2月11日（木・祝）、令和3年4月29日（木・祝）は休まず営業いたします。

ご利用の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**問い合わせ先**  
ランプの宿 森つべつ ☎76-3333

### 個人事業税・第2期の納期限は11月30日(月)です

個人事業税は、道内に事務所（事業所）のある個人が、地方税法等で定められた事業を営む場合に、その事業の所得を基礎として課税される税金です。

事業の所得から各種控除額を差し引いた金額に次の税率を乗じて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5%
第二種事業	畜産業、水産業 など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5%
	あん摩・はり・きゅう業 など	3%

納税通知書は、8月11日（火）に第1期分と第2期分を合わせて送付しておりますので、第2期の納期限の11月30日（月）までに納めてください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する徴収猶予の特例制度についてのご相談も受け付けています。

### 問い合わせ先

オホーツク総合振興局税務課

【課税に関すること】課税係 ☎0152-41-0615

【納税に関すること】納税係 ☎0152-41-0616

## 11月は児童虐待防止推進月間です

### ◆児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉による脅かしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること（させること）などによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達を損なう行為をいいます。



### ◆しつけとの違いは？

たとえ親などがしつけと思っているとしても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

### ◆虐待してしまう家庭を避けたい

子どもへの虐待については、虐待をしようとする保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化させることがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。

### ◆虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたら「ご連絡ください」

- ・身体的虐待「不自然な傷が多い」「たたく音や泣き声が聞こえる」
- ・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしよつちゅう外出している」
- ・心理的虐待「しつけの程度を超えて叱っている」「言葉による脅し」
- ・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている（させている）」

※相談や通告した人が誰か特定されず、まうような情報は、決して漏らしません。

### 《問い合わせ・連絡先》

●役場 保健福祉課 福祉係

☎76-2151（内線277）

●北海道北見児童相談所

☎0157-24-3498

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

※一部のIP電話からはつながりませんが、通話料がかかります。